

第1 本事業の目的は

- 近年は、首都直下地震をはじめ、東海地震、東南海・南海地震等の発生が危惧され、大規模地震等に対応した事業所の防災体制の確保が喫緊の課題であったことから、平成19年6月に消防法の一部が改正され、一定以上の構造・規模の防火対象物に防災管理制度が義務付けられることとなった。
- 東日本大震災では、宮城県で震度7、M9.0という日本観測史上最大規模の非常に大きな揺れを観測し東北地方に甚大な被害を及ぼしたほか、関東地方においても震度5強の大きな揺れを観測した。

これを踏まえ・・・

本事業では、

- ① 防災管理者及び自衛消防組織を置かなければならない対象物の統括管理者等の自衛消防要員の養成
- ② 防災管理に係る消防計画の作成をはじめとした防災管理制度のさらなる充実強化を図るための課題を抽出・整理

第2 本事業で何をするのか

- 1 発災時において、防災管理・自衛消防組織の対象となる建築物における防災管理体制の運用実態調査
- 2 津波の影響を受けた建築物における発災時の対応実態及び消防用設備等の被害状況等調査

上記1、2の調査結果を踏まえ、今後の「防災管理制度」及び「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン」見直しの参考とする。

第3 具体的な調査内容は

1 平時からの備えに関する事項

- ・家具、機器等の落下・転倒防止は行われていたか。
- ・事業所において作成した消防計画について、被害想定を想定していたか、想定していた場合どの程度の被害想定をしていたか。等

2 発災時における防災管理体制の運用実態に関する事項

- ・発災直後の様子（家具、機器等の落下、転倒防止）は、どうであったか。また、機器の落下等により負傷者は発生したか。
- ・自衛消防組織は、消防計画に基づき確実に機能していたか。また、日常の訓練を踏まえた活動が行われていたか。等

3 消防用設備等の被害状況

- ・消防用設備等の被害状況が具体的にどのようなものであったか。
- ・発災後において、消防用設備等の点検等を行い、異常の有無について確認をしたか。等

4 津波発生時における対応に関する事項

- ・津波の発生を了知した段階において、どのような判断（活動方針）がなされ、行動（在館者の避難誘導、消防機関への通報、職員間の連絡体制、自衛消防の組織の活動）がとられたか。等

第4 調査手法は

1 調査対象物の選定

- ① 消防法施行令第46条に定める防災管理を要する建築物その他の工作物で、かつ、消防法施行令第4条の2の4に定める自衛消防組織の設置を要する防火対象物
- ② 東日本大震災による津波の影響を受けた建築物

2 アンケート調査

上記1①に該当するもので、岩手県、宮城県及び福島県に所在する建築物
(東日本大震災において甚大な被害を受け、調査することができない対象物を除く。)

3 関係者に対するヒアリング

- ・アンケート調査の回答があった建築物及び首都圏の上記1①に該当する建築物のうちから、対象を抽出。
- ・ヒアリングの対象は、岩手県、宮城県、福島県：10程度
首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）：10程度